

競馬法の一部を改正する法律案要綱

第一 趣旨規定の追加

この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(第一条関係)

第二 海外競馬の競走についての勝馬投票の実施

一 海外競馬の競走の指定

(一) 農林水産大臣は、海外競馬（海外において実施される競馬であつて、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に関する制度により公正を確保するための措置が講ぜられているものをいう。以下同じ。）の競走のうち、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができるものとする。

(二) (一)の指定は、競馬法第十四条又は第二十二條において準用する同法第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

二 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

(一) 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないものとする。

(二) 農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、(一)の認可をするものとする。

(第六条、第二十二条関係)

第三 農林水産大臣の権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができるものとする。

(第二十九条の三関係)

第四 その他

一 地方競馬全国協会への交付金

都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定める期間における海外競走についての勝馬投票券の売得金の額に応じて、地方競馬全国協会に交付金を交付しなければならないものとする。

二 勝馬投票券の購入制限の見直し

次に掲げる者は、それぞれ次に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならないものとする。

(一) 競馬に係る政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

(二) 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

(三) 日本中央競馬会が委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走

(四) 都道府県、指定市町村又は一部事務組合若しくは広域連合（以下「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に係るもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

(五) 都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合が委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走

(六) 地方競馬全国協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

(七) 中央競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 中央競馬の競走
(八) 地方競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走

(九) 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走

(十) その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走
(第二十九条関係)

三 勝馬投票類似の行為の特例の見直し

日本中央競馬会の職員は日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関し、都道府県又

は指定市町村の職員は当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関し、農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができるとすること。

（第二十九条の二関係）

四 その他

罰則規定その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三及び第六の二の規定は、平成二十七年十月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 農林水産省設置法の一部改正

地方農政局又は北海道農政事務所の分掌事務に中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関するを追加するものとする。

（附則第五条関係）

三 その他

その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の規定を整備すること。